

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和7年5月30日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 講習の実施期間及び講習時間

(1) 実施期間

令和7年7月14日（月）から同月16日（水）まで

(2) 講習時間

午前8時30分から午後5時まで

2 講習の実施場所

鹿児島県社会福祉センター（鹿児島市鴨池新町1番7号）

3 受講定員

10人（原則として、受付先着順とする。）

4 受講申込みの受付等

(1) 受付期間及び時間帯

ア 期間

令和7年6月10日（火）から同月13日（金）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 受付場所

ア 鹿児島県内に住所を有する者等

受講者の住所地又は受講者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 鹿児島県外に住所を有する者

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第4条に規定する別記様式第1号の機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル、横の長さ3.6センチメートル）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。）

1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参し、申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

39,000円（39,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。）

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

5 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
- (3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

- (1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）
- (2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会
電話番号 099-224-4490